

## ◆静岡市建設工事の担い手確保・育成事業に関する Q &amp; A

## ・静岡市建設工事の完全週休2日制に向けて

(工事の契約後から完了まで)

Q1 : 始期日は何曜日と考えればよいでしょうか。

A1 : 始期日は何曜日でも構いません。工事着工日が(例:火曜日)とした場合、第1始期日(火曜日)を基準として4週間(28日)の間に6日間以上の閉所日(原則、4週間のうち土曜日を2日間、日曜日を4日間)を確保することになります。また、29日目の火曜日を翌始期日(第2始期日)と設定します。

Q2 : 最終の期間が28日に満たない場合、閉所日の日数はどのように考えればよいでしょうか。

A2 : 最終の期間は28日に満たない場合がありますので、期間の日数に対する閉所日の割合が21.4%(6日/28日)以上になるよう閉所日を確保してください。

例:最終対象期間20日  $20日 \times 0.214 = 4.28日 \rightarrow$ 閉所日が5日必要(5日/20日 $\rightarrow$ 25%)

Q3 : 閉所日について教えてください。

A3 : 閉所日とは、工事現場の作業を一切行わないことです。労務者による作業等のほか、元請け技術者による測量や丁張出し、工事写真の撮影や出来形測定、施工管理に関する書類作成等の事務作業も含まれます。

Q4 : 閉所日設定をする際に、祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A4 : モデル工事は祝日がある場合でも、4週間のうち最低6日間以上の閉所日を確保できたかについて確認するものです。そのため、祝日の有無は関係なく、4週間に6日以上閉所日を設定してください。

Q5 : 閉所日設定をする際の振替閉所日の考え方や閉所日取得を予定していた閉所日が取れなかった場合の振替閉所日の考え方を教えてください。

A5 : 原則、計画していた閉所日の基準となる始期日から4週間(28日)以内に取得してください。

取得できなかった閉所日が対象期間の末日付近だった場合については、翌対象期間において閉所日を確保してください(あくまで特例です)。

Q6 : 降雨、降雪等による予定外の閉所日は、閉所日の取得実績と考えてよいでしょうか。

A6 : 降雨、降雪等による予定外の閉所日は、閉所日として認められません。

Q7 : 閉所日取得予定日が自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるのでしょうか。

A7 : 原則、振替閉所日を取得してください。ただし、地震、暴風雨、豪雨、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保など切迫した事態が生じ、当該工事の進捗に関係なく災害対策又は不

測の突発的事故対策として、やむを得ず緊急に作業を実施した場合で、振替閉所日が取得できなかったときは、振替閉所日の未取得日として考慮する必要はありません。

Q8 : 閉所日取得計画を監督員へ報告する必要がありますか。

A8 : 工事着手日から工期末までの閉所日を設定し、工事着手前までに書面（様式自由）で監督員へ提出してください。閉所日を確保した結果については、対象期間（各始期日から28日間）と閉所確保日を明確にして各対象期間後7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）に書面（様式自由）で監督員へ提出してください。ただし、最終期間については、完成届出書と同時に提出してください。なお、土曜日は青字、祝祭日及び日曜日は赤字等で示し、確認が容易にできるようにする等の工夫をしてください。

Q9 : 閉所日の予定、結果の報告は電子メールによる提出でもよいですか。

A9 : 可とします。

Q10 : モデル工事の4週6閉所日確保については、工事検査における工事成績評定の対象としないということだが、4週6閉所日が確保できた場合は加点対象となりますか。

A10 : 加点対象にはなりません。ただし、休日取得や就業環境の改善など、総合的に特筆すべき取組みがあった場合は、建設業の担い手確保・育成貢献工事表彰の候補となりえます。

Q11 : 4週6閉所日を確保した結果、工期末に工事が完了できなくなりましたが、これを理由に工期延期は認められますか。

A11 : 4週6閉所日を確保したことを理由とした工期延伸は認めておりません。ただし、施工途中において受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更が可能です。

Q12 : 工事看板への記載内容等を教えてください。

A12 : 『本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する4週6閉所日確保モデル工事』である旨を記載してください。

Q13 : モデル工事を適用することで、通常の工事の積算方法と異なりますか。

A13 : 土木工事については、当初の予定価格において、以下に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行います。施工後、各対象期間のいずれかで4週6閉所に満たない場合（やむを得ない事情を除く）は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行います。

共通仮設費 1.01 現場管理費 1.02

Q14 : 4週6閉所を超えて、4週7閉所、4週8閉所を実施した場合、経費の補正係数を変えて契約変更となりますか。

A14 : 4週7閉所、4週8閉所を実施しても、補正係数は変わりません。

Q15 : 特記仕様書は、モデル工事もそれ以外の工事も共通のものになっているが、モデル工事とする場合、どのようにして示すのか教えてください。

A15 : 入札公告の「完成予定工期」欄に、「本工事は4週6閉所日確保モデル工事の対象工事である。」と記載されています。

Q16 : 着工当初の余裕のある時期に4週8休とし、繁忙期に4週4休として、工期全体で日数を確保しても良いのか。

A16 : 閉所日の取得期間は、4週(28日)を1スパンとして取得していただきたいため、工期全体での日数取得は認められません。また、雨天等による代替休暇は認めませんのでご注意ください。

(工事完了後)

Q17 : アンケートは受注者から技術政策課共有メール提出となっていますが、監督員を経由する必要はありますか。

A17 : 監督員を経由する必要はありません。受注者は、担い手確保・育成ホームページ(<http://ninaite.jp>)よりダウンロードしたアンケート(ダウンロードできない場合は、監督員から受領)に回答し、工事完了届提出後14日以内(土、日、祝日を含む)に技術政策課宛にメールで直接提出してください。

・静岡市版快適トイレについて

Q1 : 造園工事などは対象外ということで良いか。

A1 : 静岡市版快適トイレの女性専用トイレの設置基準につきましては、土木系及び建築系の専門工事を含めて一式工事と表現しておりますので、専門工事についても対象としてください。また、建築工事と設備工事の合算予定金額が対象要件以上の各工事についても、静岡市版快適トイレの対象としてください。

Q2 : 対象金額未満の工事で任意に実施した場合、検査時に加点となりますか。普及するためには加点対象としたらどうか。

A2 : 検査時の評価対象にはなりません。また、快適トイレについては、大手メーカーからの聞き取りによると、今後は洋式トイレのみ製作するため、3年後には全てのトイレが洋式化になることを前提に考えております。

Q3 : 対象となった工事について、施工場所に常設トイレがあった場合にも設置する必要がありますか。

A3 : 常設トイレが常に使用可能な場合は設置する必要はありません。ただし、施工中に使用できなくなった場合は監督職員と受注者が協議して設計変更の対象としてください。

Q4 : 同一ヤード内で施工時期が重なる工事が複数ある場合は、本体工事等ですでに設置済み

の快適トイレ等を利用することは可能ですか。

A4 : 同一ヤード内に既に設置されている快適トイレが使用できる場合は新たに設置する必要はありません。ただし、工事間調整等により使用できなくなった場合は、監督職員と受注者が協議して設計変更の対象としてください。

Q5 : 設置基準の対象から外れている工事でも快適トイレを設置した場合は、設計変更の対象となりますか。

A5 : 監督職員と受注者が協議して設計変更の対象としてください。(静岡県版快適トイレ設置に関する特記仕様書3. 設置基準(エ)参照)

Q6 : 静岡県版快適トイレのレンタル料(円/日)の当初設計時の計上日数は、何日間計上すれば良いですか。

A6 : 静岡県版快適トイレのレンタル料(円/日)の当初設計時の計上日数については、工期の全日数を計上し、最終変更時に実日数で清算するようにしてください。  
(製作期間の長い工事(鋼橋上部、機械設備等)については、別途考慮してください)

・静岡県建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動について

Q1 : 特記仕様書の(別紙1)～(別紙3)とは、どの資料になるか。また、(別紙1)～(別紙3)も設計書に添付するのか。

A1 : 説明会時に使用した特記仕様書に記載した(別紙1)、(別紙2)、(別紙3)については、当初添付する予定でしたが、担い手ホームページ(<http://ninaite.jp>)(『建設NOW』で検索!)からダウンロードしてもらうこととしましたので、ご確認ください。

Q2 : 全件対象で適用させるのか。

A2 : 全件対象でお願いします。

・イメージアップ事業の本格実施について

Q1 : イメージアップ経費の計上は、国の補助事業工事も対象としますか。

A1 : 国はイメージアップ経費をすべての工事で計上していることから、静岡市の補助事業においても国の土木工事標準積算基準書を適用して設計している工事については、従前通り対象としてください。

Q2 : 塗装工事等の専門工事についても、イメージアップ経費を計上しますか。

A2 : 土木工事標準積算基準に掲載されている工種で積算している場合は、基本的に経費を計上してください。また、対象除外について下記のとおり通知文に記載しておりますので、工事発注課で判断してください。

(対象除外について) 建設現場が山間地や裏手にあるなど市民の目の届かない場合やイメージアップが現場の状況によって履行が不可能な場合などはこの限りではない

Q3 : 土木工事積算基準書の「イメージアップ」の名称が、平成 29 年度より「現場環境改善」に変更されていますが、積算等で変わることはありますか。

A3 : 平成 29 年度の土木工事積算基準書（以下、H29 基準書）のイメージアップ（現場環境改善）のイメージアップ費率（現場環境改善費率）が改定されていますので、H29 基準書を使用して積算する工事については、新しいイメージアップ経費（現場環境改善費）で積算してください。また、名称の変更につきましては、建築工事や水道工事に変更がないことから、土木工事につきましてはイメージアップ（現場環境改善）として運用してください。

Q4 : イメージアップについて、報告書は電子媒体での提出ですか。

A4 : 建設業のイメージアップ対象工事（土木工事編・建築工事編）の報告書は、電子媒体で提出してください。

・その他

Q1 : いずれも、各工事で取り組むというよりも、建設業界全体で取り組むべき内容と思われる。建設業協会に働きかけるなどして、担い手確保・育成事業を進めた方が良いのではないか。

A1 : 前向きなご意見ありがとうございます。技術政策課では平成 28 年度より①女性座談会、②技術系高校生ディスカッション、③産官学討論会などを開催し、様々な方からご要望をいただいております。今回の事業もその一環として施行するものです。今後につきましても建設業協会に限らず幅広く情報提供していきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。静岡市建設業の担い手確保・育成の取組みに関する情報は、担い手ホームページ (<http://ninaite.jp>) をご覧ください。

《担い手ホームページ（『建設 NOW』で検索！）》